平成十九年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)......

(河川課)…土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(六件)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 七大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)

目

次

毎週火・金曜日発行

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

Щ

П

特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧 (漁港漁場整備課)

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出 (商政課)

. 七 八

山口県告示第三百八十四号

該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営 の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 及び当 り、富田川水系富田川、夜市川水系夜市川及び佐波川水系島地川に係る浸水想定区域の 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

平成十九年七月二十日

山口県知事 井 関 成

富田川水系富田川、 夜市川水系夜市川及び佐波川水系島地川に係る浸水想定区域の

業務の概要 履行場所 調査及び図面の作成 (第一工区)

周南市内

定区域に係る調査及び図面の作成水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項に規定する浸水想 業

務

内

容

数

量

式

経営規模等入札参加資格

- 構成するものに限る。)とする。 へ札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ ること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十九年七月十九日までに
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

う。)を提出しなければならない

共同企業体協定書の写し

建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

2

- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 申請書等の提出方法

申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

(五)

(四)

(三) よるものは、受け付けない。

申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

申請書等の提出期間及び時間

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

兀

一)にすること。

(定期)

平成十九年八月三十一日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四-三三-六四七

山口県告示第三百八十五号

加資格の審査の申請の時期、 り、阿武川水系阿武川、蔵目喜川及び生雲川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成 件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参 (第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山

П

山口県知事 井 成

(第二工区) 阿武川水系阿武川、 蔵目喜川及び生雲川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成

履行場所 阿武郡阿東町内

 $(\underline{})$ 業務の概要

定区域に係る調査及び図面の作成水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項に規定する浸水想 業 務 内 容 数 量 式

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 サルタント業務のA等級であること。 示 (平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。) 二の○の規 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン

2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ ること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十九年七月十九日までに

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。)を提出しなければならない 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

(五)

平成十九年八月三十一日までに発送する。

兀 その他

この審査についての問合せは、 山口土木建築事務所 (電話〇八三-九二二-一〇七

○) にすること。

山口県告示第三百八十六号

の時期、方法等について次のとおり定めた。 係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下 「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項の規定によ 厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成 (第一工区) の契約に

平成十九年七月二十日

井 関

成

厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成 (第一工区)

(二) (一) 業務の概要 履行場所 山陽小野田市内

報

定区域に係る調査及び図面の作成水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項に規定する浸水想 業 務 内 容 数 量 一式

経営規模等入札参加資格

口

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

山

- サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 示 (平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ
- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十九年七月十九日までに
- Ξ 経営規模等入札参加資格の審査

- う。)を提出しなければならない 2 共同企業体協定書の写し
 - 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、

告示四の一に規定する共

- 申請書等の提出方法 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
- よるものは、受け付けない。

申請書等の提出場所 宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四)

申請書等の提出期間及び時間

平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成十九年八月三十一日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四 その他

五)にすること。 この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所 (電話〇八三六-二一-七一二

山口県告示第三百八十七号

加資格の審査の申請の時期、 件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 及び当該経営規模等入札参 り、深川川水系深川川及び三隅川水系三隅川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成 (第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 井 関 成

(第一工区) 深川川水系深川川及び三隅川水系三隅川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成

報

号

業

務

内

容

数

量

式

(五)

(<u></u>) (—) 業務の概要 履行場所 長門市内

経営規模等入札参加資格 定区域に係る調査及び図面の作成水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項に規定する浸水想

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

示 (平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。) 二の○の規 サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ

出資比率が三十パーセント以上であること。

ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ 共同企業体の代表者の告示二の〇に規定する審査で平成十九年七月十九日までに

Ξ 経営規模等入札参加資格の審査

山

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共

う。) を提出しなければならない。

共同企業体協定書の写し

建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

> (Ξ) 申請書等の提出場所

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成十九年八月三十一日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

兀 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所 (電話〇八三七-二二-二九二

○) にすること。

山口県告示第三百八十八号

等入札参加資格の審査の申請の時期、 状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 及び当該経営規模 面の作成 (第一工区) の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項の規定によ 阿武川水系阿武川、橋本川、明木川及び蔵目喜川に係る浸水想定区域の調査及び図 方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

面の作成 (第一工区) 阿武川水系阿武川、橋本川、 明木川及び蔵目喜川に係る浸水想定区域の調査及び図

山口県知事

井 関 成

履行場所 萩市内

業務の概要

する浸水想	る浸水
容	容数
	数

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)二の○の規一 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- ること。 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十条の三に規定する測量業者であ
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ()共同企業体の代表者の告示二の〇に規定する審査で平成十九年七月十九日までに

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共

~) を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 4 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

三申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入礼参加資各商合重印書又は経営規模経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成十九年八月三十一日までに発送する。経営規模等入札参加資格非適合通知書を経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四 その他

三) にすること。 この審査についての問合せは、萩土木建築事務所 (電話〇八三八-二二-〇〇四

山口県告示第三百八十九号

「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下り、田万川水系田万川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

平成十九年七月二十日

の時期、

方法等について次のとおり定めた。

山口県知事 二 井 関

成

田万川水系田万川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成 (第一工区)

履行場所 萩市内

業務の概要

定区域に係る調査及。水防法 (昭和二十四)	業
(び図面の作成) (年法律第百九十三号)	務
)第十四条第一	内
項に規定する浸水想	容
	数
一式	里

一 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

- こと。 (共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である)
- 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)二の①の規1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- ること。 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ

サルタント業務のA等級であること。

- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサニ 共同企業体の代表者の告示二の二に規定する審査で平成十九年七月十九日までに
- 経営規模等入札参加資格の審査

Ξ

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

四

П

(五)

う。)を提出しなければならない。 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共

- 共同企業体協定書の写し
- 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の

(四) 申請書等の提出期間及び時間

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

平成十九年八月三十一日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

その他

三)にすること。 この審査についての問合せは、 萩土木建築事務所 (電話〇八三八-111-00四



Щ

(三六九) 平成十九年度山口県補正予算の要領の公表

平成十九年六月山口県議会定例会で議決された平成十九年度山口県補正予算の要領 次のとおりです。

平成十九年七月二十日

山口県知事

= 井 関 成

平成19年度山口県一般会計補正予算 第1号

(債務負担行為の補正) 平成19年度山口県の一般会計補正予算 (第1号)は、 次に定めるところによる。

> 第1条 第1表 債務負担行為補正 債務負担行為の追加は、 第1表 債務負担行為補正」による。

六

巡 古

周防高潮対策事業の年度を越える工事を一年度を越える工事を一括契約すること。	事
平成19年度から 平成20年度まで	期間
480,000千円	限
	極
	松口

_

(三七〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、次の

部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成十九年七月二十日から同年十一月二十日までの間、 山口県商工労働

平成十九年七月二十日

山口県知事 井 関 成

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロックショッピングタウン平生

熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

石田 浩二 代表者の氏名

社ニ井住友銀リース株式会 東京都港区西新橋三丁目九番四号

熊毛郡平生町大字平生町二一〇の一

山田

健

三 変更に係る事項の概要

平生町

氏名又は名称 大規模小売店舗を設置する者の 住銀リース株式 変 更 に 係 る 事 項 変 更	設置する者の	設置する者の 住銀リー変	設置する者の住銀リース株式会社	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀る 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	氏大	
設置する者の住銀リー変	設置する者の 住銀リー変	設置する者の住銀リース株式会社る事項を要更	設置する者の住銀リース株式会社	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀る 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	又模は小	
設置する者の住銀リー変	設置する者の 住銀リー変	設置する者の住銀リース株式会社る事項を要更	設置する者の住銀リース株式会社	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀る 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	名売 称店	_
設置する者の住銀リー変	設置する者の 住銀リー変	設置する者の住銀リース株式会社る事項を要更	設置する者の住銀リース株式会社	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀る 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	設置する者の 住銀リース株式会社 三井住友銀リる 事 項 変 更 前 変	舗を	係
る者の住銀リー変	る者の住銀リー変	・ 項 住銀リース株式会社 更 更	・ 項 住銀リース株式会社 三	・ 項 で 三井住友銀 ・ 項 変 更 前 変	・ 項 度銀リース株式会社 三井住友銀リース株式会社	・ 項 度銀リース株式会社 三井住友銀リース株式会社	設置	_
住銀リー	住銀リー変	の住銀リース株式会社変更	の住銀リース株式会社	の住銀リース株式会社 三井住友銀 変 更 前 変	の住銀リース株式会社 三井住友銀リー変 更 前 変	の住銀リース株式会社 三井住友銀リー変 更 前 変	する	-
住銀リース株式	住銀リース株式会社	ス株式の要性を	ス株式会社 前	ス株式会社 三井住友銀 で	ス株式会社 三井住友銀リア 東 前 変	ス株式会社 三井住友銀リア 東 前 変	者 の	川
I ス 株 乗	ー ス株 式会社	ス株式の要性を	ス株式会社 前	ス株式会社 三井住友銀 で	ス株式会社 三井住友銀リア 東 前 変	ス株式会社 三井住友銀リア 東 前 変	住銀リ	変
	会社		前	前三井住友銀	三井住友銀川	三井住友銀川	I ス 株式	重

兀 届出年月日

平成十九年七月九日

五 変更年月日

五 平成十九年七月九日 届出年月日 平成十八年六月二十九日 変更年月日

兀

平成十三年九月一日

(三七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 十九年三月六日山口県公告 (一〇七) に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します 当該意見は、平成十九年七月二十日から同年八月二十日までの間、 山口県商工労働部

平成十九年七月二十日

変

更

後

山田

健

石田

浩二

代表者の氏名

山口県知事

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)マックスバリュ柳井新庄店

柳井市新庄四四の五

意見の概要

所在地

交通に係る事項について配慮を求める。

(三七二) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

ら同年十一月二十日までの間、 おいて公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年七月二十日か 山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課に

平成十九年七月二十日

山田

健

石田

浩

代表者の氏名

山口県知事 =井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

変

更

後

浩二

名 称 明屋書店南岩国店・クスリ岩崎チェー ン南岩国店

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の

七

亚亚	平成19年7月20	日 金曜日	Щ	口 県	報	(定期)	第 1872 号
平成十九年七月二十日発行平成十九年七月二十日印刷	一 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	野に供します。	条第四項の規定により、 島地区特定漁港漁場整備法(昭和漁港漁場整備法(昭和	四 届出年月日	う者のより 大規模の 別店時期 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方者の 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。	積でばき施設の面荷さばき施設の面	変更に係る事項 大規模 株式会社岩崎宏健堂 株式会社岩崎宏健堂 の概要
発発 行行 人所			条第四項の規定により、当該変更に係る特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦島地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十項の規定により、見(三七三)特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧	三 九 十 日 日	株式会社岩崎宏健堂		でである事項 大規模小売店舗において小売 変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売 変要に係る事項の概要 一段 一段 一段 一段 一段 一段 一月 一月
山山口県知事庁	宗萩水産事務所	山口県知事	港漁場整備事業計画ので、同条第十七条第十一項七号)第十七条第十一系第十十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			五二平方メートル	一八番二二号 九 所
定価一箇月金二		二 井 関 成	³ 整備事業計画の案を次のとおり縦同条第十一項において準用する同第十七条第十項の規定により、見		午後八時年三〇分	五四台	変 更 後 で
金二千七百円(送料共)						光市開発許可を紹	(三七四) 開発に関する工事の完み 平成十九年上

四)開発行為に関する工事の完了

≧計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に 工事の完了を次のとおり公告します。

-成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関

成

発区域に含まれる地域の名称

既発許可を受けた者 市三井六丁目